

指定介護予防支援事業所の指定更新について

介護予防支援事業者の指定の有効期間は、その他の介護保険のサービス事業者と同様に6年間となっている。今回、指定更新の手続を行う必要があるセンターは、令和3年3月31日に指定有効期間が満了する下記の4センターである。

区名	介護保険事業所番号	センター名
泉区	0405500075	将監地域包括支援センター
	0405500083	向陽台地域包括支援センター
	0405500091	八乙女地域包括支援センター
	0405500109	南中山地域包括支援センター

<参考>介護保険法 抄

(指定の更新)

第70条の2 第41条第1項本文の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(準用)

第115条の31 第70条の2の規定は、第58条第1項の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(参考) 今後のスケジュール

時期	内容
2月末	指定更新に係る書類受付
↓ 書類審査	
3月末	指定更新通知
4月1日	指定更新 (4センター)